

資料22 各国国防費の推移

国名	年度	07 (19)	08 (20)	09 (21)	10 (22)	11 (23)
日本 (億円)		47,818	47,426	47,028	46,826	46,625
		48,016	47,796	47,741	47,903	47,752
		△0.2% △0.3%	△0.8% △0.5%	△0.8% △0.1%	△0.4% 0.3%	△0.4% △0.3%
米国 (百万ドル)		528,548	594,632	636,742	666,703	739,665
		5.9%	12.5%	7.1%	4.7%	10.9%
英国 (百万ポンド)		37,387	38,579	39,307	36,702	—
		9.8%	3.2%	1.9%	△6.6%	—
ドイツ (百万ユーロ)		28,783	29,450	31,179	31,111	31,549
		3.3%	2.3%	5.9%	△0.2%	1.4%
フランス (百万ユーロ)		36,285	36,780	37,394	39,178	38,444
		0.6%	1.4%	1.7%	4.8%	△1.9%
ロシア (億ルーブル)		8,220,360	9,596,000	12,160,359	12,570,141	15,170,906
		23.4%	16.7%	26.7%	3.4%	20.7%
中国 (億元)		3,472	4,099	4,729	5,191	5,836
		23.7%	18.1%	15.4%	9.8%	12.4%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
 2 %表示は、対前年度伸び率。
 3 米国の国防費は、2012年度historical tableによる狭義の支出額。2011年度の数値は推定額。
 4 英国については、2009年度までは英国国防省公表「UK Defense Statistics」による実績。2010年度は予算教書による当初予算。
 5 中国については、全人代における財政報告による。
 6 日本については、上段は、SACO関係経費（05年度：263億円、06年度：233億円、07年度：126億円、08年度：180億円、09年度：112億円、10年度：169億円、11年度：101億円）及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分（07年度：72億円、08年度：191億円、09年度：602億円、10年度：909億円、11年度：1,027億円）を除いたもの、下段は含んだものである。
 安全保障会議の経費については、08年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

資料23 武力攻撃事態等への対処における基本理念

事態等	基本理念
全般	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、地方公共団体および指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置を講じなければならない。 ○ 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合であっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行われなければならない。(※) ○ 武力攻撃事態等およびこれへの対処に関する状況について、適時かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。 ○ 日米安保条約に基づいて米国と緊密に協力しつつ、国連をはじめとする国際社会の理解および協調的行動が得られるようにしなければならない。
武力攻撃予測事態	武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。
武力攻撃事態	武力攻撃の発生に備えるとともに、武力攻撃が発生した場合には、これを排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、武力攻撃が発生した場合、これを排除するにあたっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度においてなされなければならない。

※ この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

資料24 対処基本方針で定める事項の一例

対処基本方針		
武力攻撃事態	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態であること、または武力攻撃予測事態であることの認定および当該認定の前提となった事実
		当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
	対処措置に関する重要事項	防衛大臣が予備自衛官および即応予備自衛官の防衛招集命令を発することの承認
		防衛大臣が防衛出動待機命令を発することの承認
		防衛大臣が防衛施設構築の措置を命ずることの承認
		防衛大臣が米軍行動関連措置法に定める行動関連措置としての役務の提供を命ずることの承認
		防衛大臣が海上輸送規制法に定める停船検査および回航措置を命ずることの承認
		防衛出動を命ずることについての国会の承認の求め
防衛出動を命ずること		

※対処基本方針に記載する事項は、武力攻撃事態等の状況によりその内容が変化する。

資料25 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法〕 第76条	外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（原則として事前承認）	○ 武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限り） ○ 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） ○ その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜の取扱、国民保護など）
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法〕 第77条の2	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域（展開予定地域）があるとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1） ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 ○ 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動 関連措置 〔自衛隊法〕 第77条の3	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	①命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛大臣 ②国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1）	○ 米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 ○ 行動関連措置としての役務の提供 ○ 自己等防護のための武器使用
国民保護等派遣 〔自衛隊法〕 第77条の4	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 国民保護法に規定する避難住民の誘導に関する措置、応急措置等、交通の規制など ○ 警職法（注2）の一部準用（退避、犯罪の予防・制止、立入など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請など） ○ 武器の使用
命令による 治安出動 〔自衛隊法〕 第78条	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用 ○ 海上保安庁の統制
治安出動下令前に 行う情報収集 〔自衛隊法〕 第79条の2	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る	○ 自己等防護のための武器使用
要請による 治安出動 〔自衛隊法〕 第81条	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	○ 警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止など） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
自衛隊の施設等の 警護出動 〔自衛隊法〕 第81条の2	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	①命令権者：内閣総理大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛大臣と国家公安委員会で協議する	○ 警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にいらない場合のみ）、犯罪の予防・制止） ○ 武器の使用
海上における 警備行動 〔自衛隊法〕 第82条	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：内閣総理大臣の承認	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
海賊対処行動 〔自衛隊法〕 第82条の2 及び 海賊対処法	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要（海賊対処行動を総理が承認したとき又は海賊対処行動が終了したとき、国会報告） ③その他：内閣総理大臣の承認（防衛大臣が対処要項を総理に提出）	○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査など） ○ 武器の使用
弾道ミサイル等 に対する破壊措置 〔自衛隊法〕 第82条の3	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要（事後報告） ③その他：内閣総理大臣の承認（緊急の場合にそなえ、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる）	○ 武器の使用
災害派遣 〔自衛隊法〕 第83条	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注3）	①命令権者：防衛大臣又はその指定する者 ②国会の承認：不要 ③その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く）	○ 警職法の一部準用（避難、立入など。警察官がその場にいらない場合に限り） ○ 海上保安庁法の一部準用（協力要請） ○ 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にいらない場合に限り）

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
地震防災派遣 〔自衛隊法 第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） ○ 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法 第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	○災害派遣時と同じ
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法 第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注4）
機雷等の除去 〔自衛隊法 第84条の2〕		①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要	○ 海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理
在外邦人等の輸送 〔自衛隊法 第84条の3〕	外国における災害、騒乱その他の緊急事態	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：外務大臣から生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼	○ 自己等防護のための武器使用
後方地域支援等 〔自衛隊法第84条の4、 周辺事態安全確保法 及び船舶検査活動法〕	我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	①命令権者：（物品提供）防衛大臣又はその委任を受けた者（役務提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動）防衛大臣 ②国会の承認：必要（原則として対応措置の実施前） ③その他：内閣総理大臣の承認（基本計画に従い定められた実施要項につき）	○ 後方地域支援としての物品及び役務の提供、後方地域捜索救助活動、船舶検査活動 ○ 自己等防護のための武器使用
国際緊急援助活動 〔自衛隊法第84条の4 及び国際緊急援助隊 法〕		①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：不要 ③その他：被災国政府等より国際緊急援助隊派遣の要請及び外務大臣との協議	○ 部隊等又は隊員による国際緊急援助活動及び当該活動を行う人員又は当該活動に必要な物資の輸送
国際平和協力業務 〔自衛隊法第84条の4 及び国際平和協力法〕	国際平和協力法に適合する範囲で国際連合から要請された場合	①命令権者：防衛大臣 ②国会の承認：平和維持隊の本体業務を自衛隊の部隊等が行う場合は必要（原則として事前承認） ③その他：国際平和協力本部長（内閣総理大臣）の要請	○ 部隊等による国際平和協力業務及び委託に基づく輸送 ○ 自己等防護のための武器使用

（図中の権限などについては、すべて法律に規定されている）。

- （注）1 防御施設構築の措置及び防衛出動下令前の行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている（武力攻撃事態対処法第9条）。
- 2 警察官職務執行法の略。警察官がその場にいらない限りのみ準用。
- 3 このほか、庁舎、営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。
- 4 「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料26 自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定

行動類型など	条 文	内 容
防衛出動	自衛隊法第88条	防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が国を防衛するため、必要な武力を行使できる。
	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用。
防衛施設構築	自衛隊法第92条の4	防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
国民保護	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り、警察官職務執行法第7条を準用。
治安出動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
治安出動前情報収集	自衛隊法第92条の5	治安出動前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
警護出動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
海上警備	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
海賊対処行動	海賊対処法第8条第2項	海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警職法第7条を準用。 現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要とされる限度において武器を使用することができる。
弾道ミサイル等の破壊措置	自衛隊法第93条の3	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。
領空侵犯に對する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用ができる。(注)
在外邦人等の輸送	自衛隊法第94条の5	在外邦人等の輸送に従事する自衛官について、自己、若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
周辺事態安全確保法第11条～後方地域支援など		後方地域支援としての役務の提供又は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
船舶検査活動法第6条～船舶検査活動		船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。

(注) 武器の使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

条 文		内 容
国際平和協力法第24条 ～国際平和協力業務		国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
武器防護などの	自衛隊法第95条	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
施設の警護	自衛隊法第95条の2	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
部内秩序維持の	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
米軍行動関連措置法第12条		行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海上輸送規制法第37条		海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれにせず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
捕虜取扱い法第152条		防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合について、また、捕虜等警備自衛官について、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度における武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。

資料27 防衛省国民保護計画のポイント

本計画は、国民保護法第33条第1項等の規定により、国民の保護に関する基本指針に基づき、全ての指定行政機関が作成するもの。

1 基本的考え方

自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障の生じない範囲で、住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施。

2 実施体制等

- 平素から、省内の連絡調整体制、隊員の非常参集態勢等を整備。
- 武力攻撃事態等においては、大臣は必要に応じて開催される防衛会議の助言の下、必要な対処を指示。そのため要員の増強等による大臣の補佐体制を確立するとともに、部隊等において、国民保護措置の実施も想定しつつ、即応態勢を確立（隊員の勤務態勢の強化、装備品・資器材の点検・整備等）。

3 国民保護措置の実施手続

- ①都道府県知事からの要請を受け事態やむを得ないと認める場合、②対策本部長の求めがある場合は、大臣は、総理の承認を得て、部隊等に「国民保護等派遣」を命令し実施。
- 都道府県知事から支援依頼を受け必要と判断する場合等は、大臣は、「防衛出動・治安出動」を命ぜられた部隊等の全部又は一部により実施。

4 国民保護措置の内容

(1) 住民の避難

必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、避難住民の誘導や運送を実施。この他、自衛隊の駐屯地・基地や在日米軍施設内の避難のための通行に係る調整・手続の実施等。

(2) 避難住民等の救援

人命救助関係（捜索・救助、応急医療の提供等）を中心に、必要に応じて生活支援関係の措置（炊き出し、給水、救援物資の輸送等）を実施。この他、防衛省の施設の救援のための使用許可等を実施。

(3) 武力攻撃災害への対処

被害状況の確認（モニタリング支援等）、人命救助（捜索・救助、応急医療の提供等）、被害の拡大防止（周辺住民の退避支援、消火等）、NBC攻撃等による危険物質の除染等を実施。この他、生活関連等施設の安全確保の支援（指導・助言、職員の派遣等）等を実施。

5 緊急対処事態への対処

国民保護措置に準じた実施手続や内容で緊急対処保護措置を実施。

資料28 国民保護に係る国と地方公共団体との共同訓練
参加状況（平成22年度）

形態	日付	場所
実動訓練	21.11. 8	石川 県
	21.11.30	兵庫 県
	21.12.22	福島 県
	22. 2. 6	徳島 県
	22.10. 2	熊本 県
	22.10.12	京都 府
	23. 1.30	茨城 県
図上訓練	21.10.26	栃木 県
	21.11. 5	岩手 県
	21.11.10	東京 都
	21.11.17	山梨 県
	21.11.26	秋田 県
	21.11.27	群馬 県
	22. 1.20	沖縄 県
	22. 1.22	福井 県
	22. 2.10	香川 県
	22. 2.16	高知 県
	22. 7.23	神奈川 県
	22. 8.24	富山 県
	22.12.22	青森県・岩手県
	23. 1.21	福井 県
	23. 2. 2	埼玉 県
23. 2. 3	徳島 県	

※平成17年度については、5県で実施。
平成18年度については、10都道府県で実施。
平成19年度については、15府県で実施。
平成20年度については、18県で実施。
平成21年度については、14都県で実施。

複数回実施県

回数	場所
2回	佐賀県（H17、H18）、山口（H19、H20）、 長野県（H19、H20）、神奈川県（H20、H22）、 岩手県（H21、H22）、京都府（H19、H22）、 富山県（H17、H22）、青森県（H20、H22）、 東京都（H18、H21）、熊本県（H19、H22）、 秋田県（H20、H21）
3回	愛媛県（H18、H19、H20）、 埼玉県（H17、H18、H22）、 茨城県（H18、H19、H22）、 徳島県（H20、H21、H22）
4回	鳥取県（H17、H18、H18、H20）
5回	福井県（H17、H18、H20、H21、H22）

資料29 弾道ミサイル防衛システムの整備等について

（平成15年12月19日 安全保障会議決定）
閣議決定

（弾道ミサイル防衛システムの整備について）

1 弾道ミサイル防衛（BMD）については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。）において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地对空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

（我が国の防衛力の見直し）

2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威等」という。）への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも留意しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- （1）現在の組織等を見直し、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- （2）陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな脅威等により実効的に対処し得るよう、新たな編成等の考え方を構築する。
- （3）国際社会の平和と安全のための活動を実効的に実施し得るよう、所要の機能、組織及び装備を整備する。
- （4）将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事

態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、

ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

(経費の取り扱い)

- 3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。

(新たな防衛計画の大綱の策定)

- 4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方にに基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

資料30 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話

(平成15年12月19日)

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は弾道ミサイル防衛(BMD)システムの導入の考え方を明らかにするとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえた我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。
- 2 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、我が国としてイージスBMDシステムとペトリオットPAC-3による多層防衛システムを整備することとしました。
- 3 BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても、確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。
- 4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のな

い唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。

- 5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。
- 6 BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得よう、法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。
- 7 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。
- 8 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面等において一層の協力を行い、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料31 自衛隊法第82条の3第3項に規定する弾道ミサイル等に対する破壊措置に関する緊急対処要領

(平成21年7月14日)
閣議決定

自衛隊法(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第82条の3第3項及び自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号。以下「令」という。)第104条の2の規定に基づき、同項に規定する弾道ミサイル等(法第82条の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。)に対する破壊措置に関する緊急対処要領を次のように定める。

- 1 防衛大臣が法第82条の3第3項の規定による命令を発する場合及びこの場合において同項に規定する緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項(令第104条の2第1号関係)

(1) 防衛大臣が法第82条の3第3項の規定による命令を発する場合

防衛大臣が法第82条の3第3項の規定による命令を発する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 外国において弾道ミサイルが発射された疑いがあり、又は発射されるおそれがあると認める場合であって、その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

イ 外国において打ち上げられた人工衛星打上げ用ロケットその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体(航空機を除く。)が事故その他により落下するおそれがあると認める場合であって、その時点では、事故の場所、態様等が明らかでないため当該物体が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき。

(2) 緊急の場合に該当することの認定に関し必要な事項

緊急の場合に該当することの認定は、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認することにより行うものとする。

2 法第82条の3第3項の規定による措置の対象とする弾道ミサイル等の範囲及びその破壊方法（令第104条の2第2号関係）

(1) 弾道ミサイル等の範囲

次に掲げるもののいずれかに該当するものであって、1(2)の定めるところにより我が国に向けて飛来することが確認されたものとする。

ア 弾道ミサイル

イ 人工衛星打上げ用ロケット

ウ 人工衛星

エ その他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であって、航空機以外のもの

(2) 弾道ミサイル等の破壊方法

法第93条の3の規定に基づき、スタンダード・ミサイルSM-3又はペトリオット・ミサイルPAC-3を発射し、我が国領域又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）の上空において破壊するものとする。

3 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の行動の範囲（令第104条の2第3号関係）

防衛大臣から法第82条の3第3項の規定による措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊（以下「実施部隊」という。）の行動の範囲は、我が国領域並びに我が国周辺の公海及びその上空とする。

ただし、スタンダード・ミサイルSM-3が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイルPAC-3が配備されている高射部隊の行動の範囲については、上記の範囲のうち、防衛大臣がこれらの部隊の態勢、弾道ミサイル等が落下した場合の被害の程度等を勘案して、法第82条の3第3項の規定による命令で定めるものとする。

4 法第82条の3第3項の規定による措置を実施する自衛隊の部隊の指揮に関する事項（令第104条の2第4号関係）

実施部隊は、スタンダード・ミサイルSM-3が搭載されている護衛艦又はペトリオット・ミサイルPAC-3が配備されている高射部隊、航空警戒管制部隊その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める部隊とし、航空総隊司令官の指揮下に置かれるものとする。

実施部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとする。

5 関係行政機関との協力に関する事項（令第104条の2第5号関係）

防衛省は、1(2)に定めるところにより弾道ミサイル等が我が国に向けて飛来することを確認した場合には、関係行政機関（内閣官房、警察庁、消防庁、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁その他事態に応じ防衛大臣が必要と認める行政機関をいう。以下同じ。）に対し、直ちにその旨並びに当該弾道ミサイル等の落下が予測される地域及び時刻を伝達するものとする。

また、防衛省は、実施部隊が当該弾道ミサイル等を破壊する措置をとった場合には、関係行政機関に対し、直ちにその破壊の状況を伝達するものとする。

このほか、防衛省は、関係行政機関の求めに応じ所要の協力を行うものとする。

6 法第82条の3第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときにとるべき措置に関する事項（令第104条の2第6号関係）

防衛大臣は、法第82条の3第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときは、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ずるとともに、同条第3項の規定による命令を解除するものとする。

資料32 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話

（平成17年12月24日）

- 1 政府は、本日の安全保障会議決定及び閣議決定を経て、弾道ミサイル防衛（BMD）用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に着手することを決定いたしました。
- 2 政府としては、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況において、BMDシステムが弾道ミサイル攻撃に対して、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、平成11年度から海上配備型上層システムの共同技術研究に着手し、推進してきたところです。これは、平成16年度から整備に着手したBMDシステムを対象としたものでなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すために推進してきたものであります。
- 3 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）においては、「その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる」とされておりますが、これまで実施してきた日米共同技術研究の結果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たところであり、現在の国際情勢等において、今後の弾道ミサイルの脅威への対処能力を確保するためには、依然として厳しい財政事情を踏まえつつ、BMD用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発を効率的に推進することが適切であると考えております。なお、同ミサイルの配備段階への移行については、日米共同開発の成果等を踏まえ、判断することとします。
- 4 武器輸出三原則等との関係では、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）の内閣官房長官談話において、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと」としております。また、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。これらを踏まえ、本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与することとします。
- 5 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進させ、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料33 災害派遣の実績（過去5年間）

年度	18	19	20	21	22
件数	812	679	606	559	529
人員 (人)	2万4,275	10万5,380	4万1,191	3万3,700	3万9,646
車両 (両)	4,130	3万6,980	9,585	3,909	6,637
航空機 (機)	1,009	1,972	1,410	885	649
艦艇 (隻)	86	117	26	126	2

資料34 退職自衛官の地方公共団体防災関連部局における在職状況（平成23年4月30日現在）

区域	都道府県	市区町村	
北海道	北海道	北海道庁	帯広市役所
			千歳市役所 2名
			美唄市役所
			札幌市役所 2名
			函館市役所
			鹿部町役場
			美幌町役場
			苫小牧市役所
			北斗市役所
			岩見沢市役所 2名
			旭川市役所
			恵庭市役所 2名
			釧路市役所
			釧路町役場
			名寄市役所
			北見市役所
七飯町役場			
留萌市役所			
遠軽町役場			
東北	青森県	青森県庁	八戸市役所
			青森市役所
	弘前市役所		
	岩手県	岩手県庁	花巻市役所 2名
			紫波町役場
	滝沢村役場		
	宮城県	宮城県庁	仙台市役所 3名
			石巻市役所
	秋田県	秋田県庁	大仙市役所
	山形県	山形県庁	東根市役所
酒田市役所			
福島県	福島県庁	福島市役所	
関東	茨城県	茨城県庁	牛久市役所
	栃木県	栃木県庁	宇都宮市役所
	群馬県	群馬県庁	前橋市役所
	埼玉県	埼玉県庁	草加市役所 2名
			さいたま市役所
	千葉県	千葉県庁 2名	浦安市役所
	市川市役所		
	東京都	東京都庁 4名	板橋区役所 2名
			荒川区役所 2名
			足立区役所
神奈川県	神奈川県庁	横浜市役所 5名	
		川崎市役所	
		藤沢市役所	
中部	新潟県	新潟県庁	上越市役所
	富山県	富山県庁	富山市役所
	石川県	石川県庁	小松市役所
			金沢市役所
	福井県	福井県庁	
	山梨県	山梨県庁 2名	甲府市役所
	長野県		伊那市役所
	岐阜県	岐阜県庁 2名	
	静岡県	静岡県庁	伊東市役所
			浜松市役所
			御殿場市役所 2名
			裾野市役所
小山町役場			
愛知県	愛知県庁	瀬戸市役所	
		北名古屋市役所	
みよし市役所			

区域	都道府県	市区町村	
近畿	三重県	三重県庁	津市役所
			伊勢市役所
			亀山市役所
	名張市役所		
	尾鷲市役所		
	志摩市役所		
	滋賀県	滋賀県庁	高島市役所
	京都府	京都府庁	精華町役場
	大阪府	大阪府庁	堺市役所
			池田市役所
大阪市役所			
河内長野市役所			
和泉市役所			
四條畷市役所			
箕面市役所			
兵庫県	兵庫県庁	明石市役所	
		豊岡市役所	
三木市役所			
奈良県	奈良県庁		
和歌山県	和歌山県庁	和歌山市役所	
中国	鳥取県	鳥取県庁	鳥取市役所
	島根県	島根県庁	松江市役所
	岡山県	岡山県庁	倉敷市役所
	広島県	広島県庁 5名	
	山口県	山口県庁	山口市役所
			岩国市役所
			下関市役所
周南市役所			
防府市役所			
四国	徳島県	徳島県庁 2名	小松島市役所
	阿南市役所		
	吉野川市役所		
	香川県	香川県庁	丸亀市役所
	坂出市役所		
愛媛県	愛媛県庁 2名	松山市役所	
西条市役所			
今治市役所			
高知県	高知県庁		
九州	福岡県	福岡県庁	久留米市役所
			飯塚市役所
			直方市役所
			春日市役所
			田川市役所
	那珂川町役場		
	筑前町役場		
	佐賀県	佐賀県庁 2名	唐津市役所
	長崎県	長崎県庁 5名	佐世保市役所 2名
	熊本県	熊本県庁	熊本市役所
大分県	大分県庁 2名		
宮崎県	宮崎県庁 2名	宮崎市役所	
		都城市役所	
		延岡市役所	
西都市役所			
鹿児島県	鹿児島県庁 3名	薩摩川内市役所	
		霧島市役所	
垂水市役所			
沖縄県			

※平成23年4月30日現在で防衛省が把握しているものである（非常勤職員を含む）。

資料35 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要

1 法律の目的

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、海上における公共の安全と秩序の維持を図る。

2 海賊行為の定義

「海賊行為」……船舶（軍艦等を除く）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む）又は我が国領海等において行う次の行為。

- (1)船舶強取・運航支配 (2)船舶内の財物強取等 (3)船舶内にある者の略取 (4)人質強要 (5)(1)～(4)の目的での①船舶侵入・損壊、②他の船舶への著しい接近等、③凶器準備航行

3 海賊行為に関する罪

海賊行為をした者は次に掲げる刑に処する。

- (1) 2(1)～(4)：無期又は5年以上の懲役人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役。人を死亡させたときは死刑又は無期懲役
 (2) 2(5)①・②：5年以下の懲役
 (3) 2(5)③：3年以下の懲役

4 海上保安庁による海賊行為への対処

- (1) 海賊行為への対処は海上保安庁が必要な措置を実施する。
 (2) 海上保安官等は警察官職務執行法第7条の規定により武器使用するほか、現に行われている2(5)②の制止に当たり、他の制止の措置に従わず、なお2(5)②の行為を継続しようとする場合には、他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度において、武器使用が可能。

5 自衛隊による海賊行為への対処

- (1) 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て海賊対処行動を命ずることができる。承認を受けようとするときは対処要項を作成して内閣総理大臣に提出（急を要するときは行動の概要を通知すれば足りる）。
 (2) 対処要項には、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模、期間、その他重要事項を記載。
 (3) 内閣総理大臣は、承認をしたとき及び海賊対処行動が終了したときに国会報告を行う。
 (4) 自衛官に海上保安庁法の所要の規定、武器使用に関する警察官職務執行法第7条の規定及び4(2)を準用。

資料36 日米防衛協力のための指針

(ニューヨーク、平成9年9月23日)

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力をを行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内におい

て、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。

- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。

- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

III 平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取極めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の